

京都市告示第414号

京都市円山駐車場の指定管理者である一般財団法人京都市都市整備公社からの申請を受け、入退場時間について、京都市駐車場条例施行規則第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり変更します。

令和3年11月10日

京都市長 門川 大作

駐車場名	期 間	変更後入退場時間	現行入退場時間
京都市 円山駐車場	令和3年12月31日	午前0時から 午後9時まで	午前0時から 午後12時まで
	令和4年 1月 1日	午前7時から 午後12時まで	

(建設局自転車政策推進室)